

第 1 章 総則

- 1 節 計画の目的
- 2 節 計画の性格
- 3 節 計画の前提
- 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲
- 5 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 6 節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社が設置する柏崎刈羽原子力発電所から放射性物質または放射線が異常な水準で放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質または放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、十日町市、県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって十日町市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2節 計画の性格

1 十日町市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、十日町市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 十日町市における他の災害対策との関係

この計画は、「十日町市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「十日町市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編）」に拠るものとする。

また、この計画は、十日町地域広域事務組合消防計画（以下「消防計画」という。）との整合性を有するものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針（以下、「原災指針」という。）または市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

3 節 計画の前提

1 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原災指針」を遵守するものとする。

2 計画の基礎とするべき災害の想定

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）において、多重の物理的防護壁が機能せず、放射性物質が周辺環境に放出される災害を想定する。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、原子力施設からの冷却水の漏えいなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ① 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生または拡大の防止が極めて重要であること。
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質または放射線の存在は検知できるが、その

影響をすぐに五感で感じるできないこと。

- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性または類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

4 節

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原災指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとされている。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、発電所の中心からの距離等に応じて以下のように区分されている。

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分

※新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）

区域・地域	発電所からの距離 (目安)	基本の対応
P A Z : 即時 避難区域*1	おおむね半径 5km	<p>発電所からの放射性プルーム*3 放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準*4（以下「E A L」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、P A Z 外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね 30 k m 圏外への避難を実施する。</p> <p>また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。</p> <p>なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。</p>
U P Z : 避難 準備区域*2	おおむね半径 5km ～30km	<p>全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル*5（以下「O I L」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とする。</p> <p>緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所</p>

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲」

		に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避または半径概ね 30 km 圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。
放射線量監視地域（UPZ 外）	おおむね半径 30km 以遠	UPZ の外の地域についてはプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する

*1: P A Z とは、Precautionary Action Zone（予防的防護措置準備区域）の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「即時避難区域」と定義づけている。

*2: U P Z とは、Urgent Protective action Planning Zone（緊急時防護措置準備区域）の略称で、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「避難準備区域」と定義づけている。

*3: 放射性物質が漏れると、これが大気とともに雲のように流れる状態で移動する場合があります、この放射性物質を含んだ大気を「放射性プルーム」という。

*4: 原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準の設定は、原子力規制委員会が示す E A L の枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

*5: 運用上の介入レベルは今後、国等における検討状況を踏まえ、具体的に整理する。

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲」

国や県の考え方を踏まえ、十日町市において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲は、下表のとおりとする。

区域・地域	対象行政区(集落)
UPZ：避難準備区域	<p>【十日町地域】</p> <p>上新田第1、上新田第2、上新田第3、上新田第4、山際、原、廿日城、岩野、下条栄町、下条中央通り、桑原、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根、貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、澁野、二子、願入、塩野</p> <p>【川西地域】</p> <p>上野、元町、新町新田、下平新田、木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原、中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉</p> <p>【松代地域】</p> <p>清水、桐山、筋平、小貫</p>
UPZ外：放射線量監視地域	上記に含まれない市内全域。

5 節

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等 に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態について、原災指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて予防的な防護措置を準備、実施するものとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- (1) 情報収集事態
- (2) 警戒事態
- (3) 施設敷地緊急事態
- (4) 全面緊急事態

UPZにおいては、全面緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態に相当する事態）となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

6 節

市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 基本方針

(1)自助・共助・公助の推進と外部からの支援と相互連携の体制構築

この計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれの責任と役割を果たすことを前提に、各主体の機能または能力の不足する部分を外部からの支援と相互の連携により補うことにより、災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるような体制構築を目指す。

① 自助の推進

ア 住民及び事業所等は、災害または災害につながるような事象に無関心であってはならない。

イ 住民及び事業所等は、自らの責任において、災害から自身及びその保護すべき者の安全を確保し、自らの社会的責務を果たすよう努めなければならない。

ウ 市及び県は、住民及び事業所等の自助の推進のための啓発と環境整備に努める。

② 共助の推進

ア 住民及び事業所等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

イ 住民は、その居住地域における安全確保のために相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 事業所等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

エ 市及び県は、住民及び事業所等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

③ 公助の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、次により災害対応能力の維持・向上に努める。

a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

b 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備等の整備

c 職員の教育・研修・訓練による習熟

イ 市、県及び防災関係機関は、住民及び事業所等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう努めなければならない。

④ 支援と連携による補完整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の自治体からの支援や、NPO、ボランティア、事業所・団体等との連携により十分に対応できるよう、

事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施にあたっては、要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等をいう。）の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。
- イ 計画の策定及び実施にあたっては、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 積雪期対策の配慮

全国屈指の豪雪地帯である当市の自然条件に鑑み、積雪期の原子力災害発生に備えた対策を各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、原子力災害と地震災害あるいは雪害が複合的に発生した場合の体制の整備を示している。

(4) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との連携の確認等を平素から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容の習熟を図る。

(5) 市全体の防災力の向上

さまざまな機会を捉えて、自主防災組織及び消防団の組織力の向上（レベルアップ）に努める。また女性の参加はもとより、地域のみならず雇用主等にも働きかけ、地域一丸となつての地域防災力の向上を図る。

2 防災関係機関及び市民の責務

(1) 十日町市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、十日町市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 十日町地域広域事務組合

十日町地域広域事務組合は、十日町市、津南町で構成する一部事務組合として、消防組織

法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防の任務にあたる。またあらゆる災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図り、市と連携して防災活動を実施する。

(3) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、原子力災害から地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、事業所・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動を支援し、かつ、その調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、原子力災害から地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民(住民・事業所等)

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民及び事業所等はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民及び事業所等は、発災時には自らの身と地域の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

3 各機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市が処理すべき事務または業務の大綱は、十日町市地域防災計画（風水害等対策編）及び同（震災対策編）第1章2節3「各機関の事務または業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

上記に加え、県を含む関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）第1章第6節「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」によるものとする。

市が処理すべき事務または業務の大綱（原子力災害対策）

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
十日町市	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 市原子力災害対策本部及び市現地原子力災害対策本部の設置に関すること 6 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること 7 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 8 緊急時モニタリングの協力に関すること 9 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 10 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 11 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 12 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 13 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 14 市道の通行確保に関すること 15 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 16 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 17 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 18 汚染物質の除去及び除染に関すること 19 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 20 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 21 風評被害等の影響の軽減に関すること 22 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること 23 心身の健康相談に関すること 24 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 25 児童、生徒の退避及び避難に関すること 26 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること